

# ポイント制の項目・配点表(案)

区分		困窮度項目	住宅 100	非住宅 (110)	
① 居住環境	1 住居状況	非住宅(居住用以外の建物)に居住している (例)事務所, 倉庫, 工場など	/	30	
		正当な理由による立退き要求を受けている	10	10	
		昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工した住宅に住んでいる	5	/	
	2 間借り ／世帯分離	他の世帯と同居している(4親等以上)	5	/	
		配偶者または子どもと同居できる住宅がなく, 別居している (市営住宅入居により同居する)	5	5	
	3 居住面積比率	住宅の延べ面積 ÷ 最低居住面積(※) = 20% 未満	10	/	
		(※)最低居住面積 住生活基本法で定める住生活基本計画 別紙4の最低居住面積水準	8	/	
		【参考】 1人=25㎡, 2人=30㎡, 3人=40㎡	6	/	
			4	/	
	4 居住設備	住んでいる建物内に次の設備が無い	台所	5	
			トイレ	5	
			浴室	5	
次の設備を共同で使用している (※4親等以上の者との共同使用に限る)		台所	2		
		トイレ	2		
		浴室	2		
② 収支状況	5 家賃負担率	月額家賃(※) ÷ 世帯全体の月額所得 = 60% 以上	20		
			16		
		(※)月額家賃 賃貸借契約書などで, 賃借料として直接負担している金額を証明できる場合に限る。 ただし, 住宅ローン・駐車場代などは含まない。	12		
			8		
			4		
③ 世帯状況	6 高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で, 同居者が配偶者または60歳以上あるいは18歳未満の親族のみからなる世帯	3		
	7 子育て世帯	小学校修了前の子どもまたは妊娠中の方がいる世帯	3		
	8 多子世帯	満18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯	3		
	9 ひとり親世帯	20歳未満の子とその子を扶養している配偶者のない親から構成される世帯	3		
	10 障がい者世帯	身体障害者手帳1級・2級, 精神障害者保健福祉手帳1級, 療育手帳A, 難病患者等(障害者総合支援法施行令別表に定める特定疾患の患者)のいずれかに該当する方がいる世帯	6(※) いずれか一方のみ		
		障がい者手帳等を交付されている者で上記の世帯を除く	3(※) いずれか一方のみ		
11 被虐待世帯	同居者もしくは生活を同一にする者からの虐待を受けた者がいる世帯(DV, 高齢者虐待など)	6			
12 その他世帯	その他法令等で定められた要配慮者がいる世帯 (海外からの引揚者, 中国残留邦人, 炭鉱離職者, 原子爆弾被爆者, ハンセン病療養所入所者, 犯罪被害者の一部等がいる世帯)	6			